

# 2019年度業績概況

## 金融経済環境

2019年度の我が国経済は、年度後半までは緩やかな回復が続いたものの、終盤になって新型コロナウイルス感染症の拡大により、急速に悪化する事態となりました。感染症の影響により、国民生活が大きな影響を受けるとともに、世界各国の経済活動が著しい縮小を余儀なくされました。

今年度に入っても感染症の終息に向けた見通しは立っておらず、国内外の経済情勢の先行きに対する不確実性は高まっており、当地域においても様々な面で影響が広がっています。

地域金融機関では、日銀による異次元の金融緩和政策が長期化し、加えて、地方では人口減少が加速していることもあって、持続可能なビジネスモデルの構築が必要とされています。このため各金融機関は、収益構造の再構築を目指し様々な取組みを進めている最中ですが、足元で感染症拡大の影響が深刻化していることから、安定的な資金供給の担い手として、資金繰りに窮する事業者や生活者への支援強化が強く求められる状況となっています。

## 業績

事業方針に基づき収益力強化に向けた諸施策を推進した結果、2019年度の業績は以下のとおりとなりました。

### 預金積金

年金資金の預入が順調に推移していることから、流動性預金の増加が続いています。また、定期預金については若干の減少となりました。

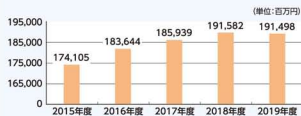
この結果、期末時点での実績は、残高4,626億円、期中増加額116億円、同増加率2.5%となりました。



### 貸出金

分譲住宅やアパート・マンション事業者向けをはじめとする不動産業向け貸出が需要の中心となっています。一方、当金庫の主力である個人向け貸出については、住宅ローンの借換需要に一服感が見られるなどの状況となりました。

この結果、期末時点での実績は、残高1,914億円、期中増減は微減となりました。



### 損益

貸出金利回りの低下が継続した影響もあって資金運用収益は前年度並みとなりましたが、定期預金の上乘せ金利の見直しの効果等によって資金利益が増加した他、人員の減少等や減価償却費用の減少により経費の削減も進んだこと等から、業務純益は8億3千万円(前期比+27.1%)となりました。また、株式等売却損を計上したものの、与信関連費用が減少したことから、経常利益は7億8千万円(前期比+19.9%)、当期純利益は5億5千万円(前期比+15.2%)となりました。



# 2019年度業績概況

## 不良債権の状況

金融再生法に基づく資産査定の結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計額は35億円となり、このうち32億円が担保・保証及び引当により保全されており、その合計額に対する保全率は91.3%となっております。

なお、これとは別に内部留保として133億円が積み立てられていますので不良債権への備えは万全です。

リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況及び引当・保全の状況は以下のとおりです。

## リスク管理債権の引当・保全状況

		(単位:百万円、%)			
		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	2018年度	199	178	21	100.0
	2019年度	151	130	21	100.0
延滞債権	2018年度	3,579	2,203	1,213	95.4
	2019年度	3,176	1,992	1,020	94.8
3か月以上延滞債権	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2018年度	232	72	29	43.5
	2019年度	240	74	21	39.6
合計	2018年度	4,011	2,453	1,263	92.6
	2019年度	3,567	2,196	1,062	91.3

[注]1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不算上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①更生手続開始の申立てがあった債務者

②再生手続開始の申立てがあった債務者

③破産手続開始の申立てがあった債務者

④特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不算上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建又は支拂を促すことを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支拂を促すことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」とは、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸倒対照表の残高より少なくなっております。

8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

		(単位:百万円、%)						
		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	4,012	3,717	2,454	1,263	92.6	81.0
		2019年度	3,568	3,258	2,196	1,062	91.3	77.4
	危険債権	2018年度	2,492	2,492	1,515	977	100.0	100.0
		2019年度	2,186	2,186	1,385	801	100.0	100.0
	要管理債権	2018年度	232	101	72	29	43.5	18.1
		2019年度	240	95	74	21	39.6	12.7
	正常債権	2018年度	188,059	/	/	/	/	/
		2019年度	188,370	/	/	/	/	/
	合計	2018年度	192,072	/	/	/	/	/
		2019年度	191,938	/	/	/	/	/

[注]1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## 自己資本比率の状況

当金庫の自己資本は、地域のお客様からの出資金及び内部留保の積み立てにより構成されております。また、金融機関の健全性を示す重要な指標の一つである自己資本比率は9.37%と国内基準の4%と比較して高い水準にあり、財務体質は高い健全性を維持しております。

### 自己資本比率の算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセット + オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額}} \times 100 (\%)$$



●詳細についてはP.42をご参照ください。

## 事業の展望及び対処すべき課題

2020年度は、新型コロナウイルス感染症による経済活動縮小の影響が長期化することが予想されます。当金庫では、信用金庫の使命である地域の課題解決を通じた地域活性化に資する取組みを実施する方針のもと、地域の中小零細事業者や個人のお客様の支援を最優先に取組むこととしており、特に今年度においては感染症の影響を受ける皆様への支援を最重要課題と位置づけています。

一方で今年度は中期3か年経営計画の最終年度でもあり、経営力強化に向けた取組みに引き続き注力する方針です。このため、収益性と効率性の両立を重視した営業活動、ICTの利活用による新たな金融サービスの提供及び当金庫の生産性の向上、安定した利息配当収入の確保に重点を置いた市場運用、従業員数340人体制での業務運営の実現に向けた対応等、経営基盤を強固なものとする取組みを推進するとともに、こうした取組みを着実に実施するために不可欠な経営管理体制の充実・強化、コンプライアンスの徹底やリスク管理の強化、これらの取組みを支える人材の育成に取組みます。